公　　告

下記のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 8 年 11 月 26 日

収支等命令者
佐賀県玄海水産振興センター所長　山浦 啓治

１．競争入札に関する事項

（１）工 事 名　　漁業調査取締船「かがみ」中間検査及び修繕工事

（２）仕 様 等　　別紙仕様書による

（３）予定工期　　契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金曜日）まで

２．入札参加資格に関する事項

入札参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（１）物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を入札参加届の提出期限の時点で有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（３）本船は、株式会社石垣製のウォータージェットを搭載しているため、同社のウォータージェットを開放、整備及び組立ができる株式会社ミズノマリンの技術者を配置すること。

また、主機関についてもキャタピラー社製の船用ディーゼル機関を搭載しており、開放、整備及び組立に特殊な作業や工具等が必要であるため、キャタピラー九州株式会社の技術者を配置すること。

（４）佐賀県内に本店、支店又は営業所を有し、佐賀県内で施工できる事業者であること。

ただし、アルミ製官公庁船の上架による補修工事等の実績があること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立がなさ

れている者でないこと。
（６）開札の日の６ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（７）佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

（８）佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第２条第４号に規定する暴力団等でないこと。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）
ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
ク　役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体）にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者（営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
ケ　イからクまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

３．入札者に求められる義務
入札に参加しようとする者は、入札参加届、営業概要書、株式会社ミズノマリンの技術者を配置できる証明書及びキャタピラー九州株式会社の技術者を配置できる証明書を下記の日時までに郵送又は持参して下さい。
提出した関係資料等について説明を求めた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該工事に関する目的以外には使用しません。

（１）提出期限
令和８年 12 月７日（月曜日）

（２）提出時間
９時から 17 時まで、最終日については 15 時まで

（３）提 出 先

佐賀県唐津市唐房 6 丁目 4948-9　TEL　0955-74-3021
佐賀県玄海水産振興センター　船舶運航・調査取締担当
担当者　森山

（４）仕様書等の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手して下さい。

４．現地説明会

実施しません。

５．入札及び開札の日時・場所

（１）日時

令和 9 年 1 月 12 日（火曜日）午前 10 時 00 分

（２）場所

佐賀県唐津市唐房 6 丁目 4948-9
佐賀県玄海水産振興センター（1 階　会議室）

（３）入札方法

入札は入札書（別紙に準ずる）により、本人又は代理人が持参すること。

ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙に準ずる）を提出すること。

なお、再度入札を行うことがあるので、入札書は必ず 3 枚以上を持参すること。

（４）開札に関する事項

開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

６．その他

（１）入札保証金及び契約保証金

（ア）入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

（イ）契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。

（２）入札書に記載する金額

落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

（ア）参加資格のない者

（イ）当該入札について不正行為を行った者

（ウ）入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

（エ）一人で 2 以上の入札をした者

（オ）代理人でその資格がない者

（カ）前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

この場合の損害は入札者の負担とします。

（ア）入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

（イ）天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（５）落札者の決定方法

（ア）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（イ）落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

（ウ）開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札を行う。

（エ）入札の実施回数は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

（６）契約書作成の要否　：　要

（７）入札参加を得るための申請方法

佐賀県ホームページを参照